

ひとにやさしいまちづくり推進指針(第4期) 概要

1 指針策定の趣旨

1 県の行動指針

- 本県では、すべての人が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の形成を目指し、平成7年7月に「ひとにやさしいまちづくり条例」を制定しました。
- 「ひとにやさしいまちづくり推進指針」は、県が、ユニバーサルデザインの考え方を様々な分野の施策に取り入れ、ひとにやさしいまちづくり施策を総合的に推進するための行動指針として、条例の規定に基づき、平成8年4月に策定したものです。

2 県民、事業者、民間団体、市町村のガイドライン

この推進指針は、県民、事業者、民間団体、市町村が、県と共通認識の下、連携、協働しながらひとにやさしいまちづくりに取り組むためのガイドラインとしての性格を併せて有しています。

《推進指針の見直し》

人口減少、少子・高齢化や国際化の進展のほか、平成23年3月の東日本大震災津波の発生など、ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況の変化に対応するため、平成27年3月に推進指針を改訂しました。

2 ひとにやさしいまちづくりを取り巻く状況

1 人口減少と少子・高齢化の進展

本県の総人口は、平成32年には120万6千人まで減少し、高齢化率は33.6%と見込まれています。

2 障がい者の現状

身体障害者手帳交付者数、療育手帳交付者数、自立支援医療(精神通院)受給者数はいずれも増加しています。また、身体障がい者数の高齢化が進行しています。

3 国際化の進展

平泉の世界遺産登録やILC(国際リニアコライダー)の誘致など、今後の更なる国際化に係る対応が求められています。

4 東日本大震災津波の発生

被災地では人口の減少、高齢化による要援護者の増加など、様々な生活・福祉課題を抱えています。

5 国体・全国障害者スポーツ大会の開催

平成28年に本県で開催される大会を契機に、ひとにやさしいまちづくりの取組を進める必要があります。

6 県民の意識

ユニバーサルデザインの考え方の普及やひとにやさしいまちづくりに対する理解促進を図る必要があります。

3 推進の基本的視点

1 多様な利用者の参加促進及び対話のプロセスの重視

多様な方々のニーズの把握、十分な双方向の対話を行うことが重要です。

2 取組の発展的推進(終わりなき取組)

個々の取組における利用者の参画、対話等を通じて得られた様々な成果や知識を次の取組に活かし、それを繰り返すことによって、スパイラルアップ(段階的・継続的発展)へとつながっていくことが期待されます。

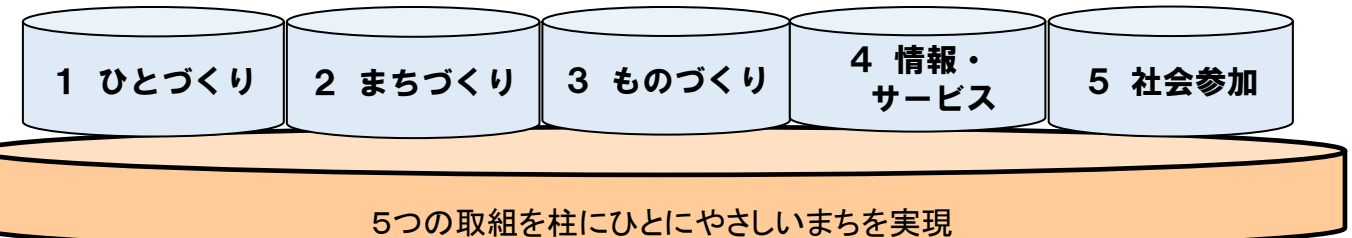
3 さりげないデザインへの配慮

誰が使っても違和感がなく、自然に受入れられる、ユニバーサルデザインの考え方に基づく、さりげないデザインへの配慮が重要です。

4 柔軟な取組

ひとにやさしいまちづくりは、柔軟に、できることから取り組んでいくことが重要です。

4 具体的な推進方向



《進捗管理》

主要な指標の推移とともに関係する施策の実施状況を把握し、ひとにやさしいまちづくり推進協議会に報告・協議のうえ、施策の改善・見直しを継続的に行います。

※ 推進指針の見直しは平成31年度を目途に行う予定。

5 推進主体の役割

- 県民:ひとにやさしいまちづくりについての理解を深め、身近でできることから主体的に取り組んでいくことが期待されます。また、高齢者や障がい者などの当事者の方も可能な範囲で積極的に活動に参加することが期待されます。
- 事業者:多様な利用者のニーズを踏まえた施設整備、製品開発、情報・サービス提供に取り組んでいくことが期待されます。
- 民間団体:ひとにやさしいまちづくりの考え方の普及、多様な利用者のニーズの集約、行政・事業者への改善提案等に積極的に取り組んでいくことが期待されます。
- 市町村:住民参画を積極的に推進し、民間団体等と連携・協働すること、県と連携し、推進体制を明確にしたうえで取組を進めることが期待されます。
- 県:推進体制の整備、進行管理、各主体の取組支援などを行い、全県的な推進を図ります。

ひとにやさしいまちづくり推進指針 具体的な推進方向

推進方向の分野		取組
1 ひとづくり	(1) 意識啓発の促進	広報活動、優良事例表彰、ひとにやさしい駐車場利用証制度、関連団体の活動参加推奨
	(2) 学ぶ機会の充実	障がいのある児童と障害のない児童と共に学ぶことができる教育の場の拡充、統合教育、総合学習、福祉教育、大学公開講座、参加体験型学習
	(3) 人材・組織の育成	県と県立大との連携による情報収集、NPOの情報提供、団体のネットワーク化の推進、国体・全国障害者スポーツ大会を契機としたボランティア活の促進
2 まちづくり	(1) まちづくり全体 (総合的まちづくりの推進)	意見聴取の仕組みづくり、市町村におけるバリアフリー法基本構想の策定推進、民間事業者が行う意見聴取のガイドラインづくり、優良事例の収集、東日本大震災津波からの復興まちづくり(ユニバーサルの考え方に基ついたまちづくり)
	(2) 公共的施設・建築物	意見聴取会報告会の実施、県土整備部で策定したUDガイドラインの普及、ワークショップの取組み支援、事業者への出前研修実施、市町村に対する支援
	(3) 交通機関等	駅舎やバスターミナルなどのUD化、ノンステップバスの導入促進を事業者へ働きかけ
	(4) 道路	歩道の整備、段差解消、点字ブロックの敷設、電線地中化
	(5) 住宅	相談窓口の設置、イベント、県営住宅のUD化、岩手型住宅の推進
	(6) 観光地	地図の作成、観光事業者の接遇研修、外国語表記の推進
	(7) 公園・水辺空間等	公園や水辺空間の整備、遊歩道や案内表示等のユニバーサルデザイン化
	(8) 商店街	駐車場やトイレ、案内表示の整備、接遇の向上等
3 ものづくり	(1) 製品開発	技術的支援、情報提供、優良事例表彰
	(2) 製品利用	庁舎での関連製品展示、生産・流通のモデル的取組みの促進
4 情報・サービス	(1) 情報	多様な広報媒体の活用、複数の知覚・言語への対応、点訳・朗読・手話・要約筆記等の人材養成、UD地図情報の提供、避難行動要支援者への情報提供方法確立の
	(2) 情報化対応	すべての人に使いやすい情報機器類の普及促進
	(3) サービス	窓口の集約、庁舎内の設備等のUD化、事業者団体等への出前研修の実施
5 社会参加	高齢者、障がい者等の就業促進、社会参加	多様な人に配慮した移動手段の確保、仮設スロープ、託児室、手話通訳等の配置、盲導犬、認知症サポーター、外国人生活支援サポーター、国体・全国障害者スポーツ大会を契機とした高齢者や障がい者の様々な活動への参加の促進や、受け入れる側の意識を向上